

# 後期高齢者医療制度等の一部が変更

高齢者の保険料等を現役世代より低く抑える特例の見直しによって、変更されました。

75歳以上の方

今年度から保険料の軽減対象・割合が変わりました

①均等割の軽減対象世帯が拡大

均等割の5割・2割軽減の対象となる世帯の所得判定基準が、左の表のとおり変わります。

均等割軽減割合	年度	前年の所得が以下の金額より低い世帯
5割軽減	28	33万円+ (26万5千円×世帯の被保険者数)
	29	33万円+ (27万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	28	33万円+ (48万円×世帯の被保険者数)
	29	33万円+ (49万円×世帯の被保険者数)

②均等割の軽減割合が変更

後期高齢者医療制度に加入したときに、被用者保険の加入者に扶養されていた方の軽減割合が9割から7割に変わりました。

※所得割は掛かりません。所得により、均等割の軽減割合が9割または、8・5割になる場合があります。

③所得割の軽減割合が変更

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方の軽減割合が5割から2割に変わりました。

◎ 保険料の詳細は、7月中旬に送付する「保険料額決定通知書」で確認してください。

## 保険料の計算方法 (平成29年度)

### 均等割

被保険者が等しく負担する額  
49,809円

+

### 所得割

被保険者本人の所得に応じて負担する額  
(平成28年中の所得-33万円)×10.51%

||

### 1年間の保険料

限度額57万円  
(100円未満切り捨て)



70歳以上の方

①8月から高額療養費の自己負担限度額が一部変更

高額療養費は、自己負担限度額を超えた分の医療費が払い戻される制度です。世代間の公平を図るため、左の表のとおり、自己負担限度額が変わります。なお、住民税非課税世帯は変わりません。

区分	1か月の自己負担限度額	
	7月まで	8月から
現役並み所得者 (窓口負担3割の方)	外来 (個人単位)	44,400円 → 57,600円
	外来+入院 (世帯単位)	(医療費総額-267,000円)×0.01+80,100円(※)
一般 (現役並み所得者にも住民税非課税世帯にも該当しない方)	外来 (個人単位)	12,000円 → 14,000円 (年間上限144,000円)
	外来+入院 (世帯単位)	44,400円 → 57,600円(※)

※過去12か月に3回以上、世帯単位で高額療養費が支給された場合は、4回目以降の自己負担限度額が44,400円になります。

65歳以上の方

②10月から入院時生活療養標準負担額(居住費)が変更

入院時には医療費の他に、食事代や居住費などが掛かります。そのうち、療養病床に入院したときの居住費の額が変わります。

区分	9月まで (1日当たり)	10月から (1日当たり)
以下のいずれにも該当しない方	320円	370円
厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	0円	200円
指定難病患者	0円	0円
老齢福祉年金受給者	0円	0円

◎ 問い合わせ先は次のとおりです。  
● 後期高齢者医療制度加入者は  
国民健康保険課 25・8536  
● 国民健康保険加入者は  
国民健康保険課 25・6247  
● その他の方は  
加入している保険者